

## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（T B T協定）附属書3のLに基づくものです。

農林物資の規格化等に関する法律に基づく介護用加工食品（仮称）の日本農林規格の制定について

下記のとおり、介護用加工食品（仮称）の日本農林規格を制定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

- 1 件名  
介護用加工食品（仮称）の日本農林規格の制定
- 2 対象品目  
介護用加工食品（仮称）
- 3 趣旨及び目的  
介護用加工食品（仮称）の利用に当たって求められる品質や表示事項等について日本農林規格を制定する。規格の主な内容は次のとおり。  
(1) 適用範囲及び定義を定めること  
(2) 品質及び表示事項の基準を定めること
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省食料産業局食品製造課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03) 6744-7182  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から60日後